平成２９年（フ）第１３３０号
京都府向日市寺戸町北前田39番地の１
債務者　小杉　和美
１　決定年月日時　平成30年１月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年３月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１３５８号
京都市伏見区久我御旅町10番地64
債務者　小寺　幸子
１　決定年月日時　平成30年１月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年３月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１３７５号
京都府城陽市枇杷庄西ノ口50番地の24、前住所香川県高松市田村町817番地１　市住２－70
債務者　仁木　茉彩（旧姓斎藤）
１　決定年月日時　平成30年１月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年３月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１３８３号
京都市左京区鹿ケ谷法然院西町１番地　コーポ川合１　203号
債務者　伏木　一之
１　決定年月日時　平成30年１月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年３月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第３９号
京都市伏見区醍醐下山口町７番地　Ａ２－106
債務者　田中ひろ子
１　決定年月日時　平成30年１月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年３月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１１１５号
堺市北区東浅香山町１丁52番地２　ファイブコート浅香202号室
債務者　堀部　富子
１　決定年月日時　平成30年１月30日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年３月27日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第１３０号
松江市北堀町143番地１
債務者　門田　静代
１　決定年月日時　平成30年１月31日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年３月27日まで
松江地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第１５号
大阪府交野市私部南４丁目345番地の３
債務者　蓑崎　健一
１　決定年月日時　平成30年１月30日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年３月28日まで
５　免責審尋期日　平成30年４月10日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２１４号
大阪府枚方市津田駅前１丁目24番４－303号
債務者　井上美津子
１　決定年月日時　平成30年１月30日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年３月28日まで
５　免責審尋期日　平成30年４月10日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第４号
長崎県南島原市加津佐町己2723番地１
債務者　佐々木邦明
１　決定年月日時　平成30年１月30日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年３月30日まで
５　免責審尋期日　平成30年３月16日午前10時45分
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２９年（フ）第５７６号
岡山県玉野市迫間2143番地
債務者　上坂　弘美
１　決定年月日時　平成30年１月31日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月２日まで
５　免責審尋期日　平成30年４月19日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１７号
岡山市中区高屋226番地７
債務者　三橋　千春（旧姓岩野）
１　決定年月日時　平成30年１月31日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月２日まで
５　免責審尋期日　平成30年４月25日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第４号
横浜市鶴見区獅子ケ谷１丁目43番16号　コーポエクセルＡ棟102
債務者　砂川るり子（旧姓嘉数）
１　決定年月日時　平成30年１月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月５日まで
５　免責審尋期日　平成30年４月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第６１号
横浜市鶴見区矢向５丁目12番14号　矢向住宅508
債務者　三上　恭子
１　決定年月日時　平成30年１月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月５日まで
５　免責審尋期日　平成30年４月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１４７１号
東京都八王子市寺田町44番地１
債務者　川合　敦史
１　決定年月日時　平成30年１月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月６日まで
５　免責審尋期日　平成30年４月６日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１４８５号
東京都八王子市めじろ台２丁目11番地15メゾンクレール102号
債務者　三ツ橋　隆
１　決定年月日時　平成30年１月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月６日まで
５　免責審尋期日　平成30年４月６日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１３６号
長崎県佐世保市大野町61番19号
債務者　今坂　　衛
１　決定年月日時　平成30年１月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月６日まで
５　免責審尋期日　平成30年３月16日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係